

○大洗町家庭用燃料電池導入支援補助金交付要綱

(平成 22 年 3 月 29 日告示第 17 号)

改正 平成 25 年 2 月 20 日告示第 3 号 平成 27 年 12 月 28 日告示第 43 号

令和 3 年 3 月 30 日告示第 50 号 令和 4 年 3 月 31 日告示第 37 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、エネルギー効率がよく、温室効果ガスの排出抑制につながる燃料電池給湯器を住宅に設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、町民が行う省エネルギーを積極的に支援し、もって地球温暖化の防止に資することを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 燃料電池給湯器 燃料電池の排熱を利用する給湯器であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

ア 燃料電池 1 台当たり 0.5 キロワットから 1.5 キロワットの発電能力を有すること。

イ 容量が 150 リットル以上の貯湯ユニットを有すること。

(2) 住宅 町民が自ら居住するために用いる家屋(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋であって、当該家屋の延床面積の 2 分の 1 以上が居住の用に供するものを含む。)をいう。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、大洗町内において実施され、かつ、燃料電池給湯器(未使用品に限る。以下同じ。)を住宅に設置する事業とする。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 町内に住所を有し、又は有することが見込まれる者のうち、住宅に燃料電池給湯器を設置する者

(2) 町内に住所を有し、又は有することが見込まれる者のうち、燃料電池給湯器付き住宅を購入する者

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、1 台につき 20 万円を補助するものとする。

(補助金交付の申請)

第 6 条 第 4 条第 1 号に規定する者のうち、補助金の交付の申請をしようとする者(以下「第 6 条第 1 項申請者」という。)は、燃料電池給湯器の設置工事を着工する日の 7 日

前までに、大洗町家庭用燃料電池導入支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 燃料電池給湯器設置に要する経費が確認できるもの
- (3) 燃料電池給湯器の製造会社名、機種名及び型式を確認することができるカタログ
その他の書類
- (4) 工事着工前の現況写真
- (5) 設置場所の案内図
- (6) 新築住宅において燃料電池給湯器を設置しようとするときは、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の2第1項の規定による確認済証の写し
- (7) 既築住宅において燃料電池給湯器を設置しようとするときは、住民票の写し
- (8) 住宅が第6条第1項申請者の所有でない場合には、当該住宅の所有者の承諾者
- (9) 町税の完納証明書等
- (10) その他町長が必要と認める書類

2 第4条第2号に規定する者のうち、補助金の交付の申請をしようとする者(以下「第6条第2項申請者」という。)は、当該住宅へ居住する7日前までに前項の申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 住宅の売買契約書の写し
- (2) 燃料電池給湯器設置に要する経費が確認できるもの
- (3) 燃料電池給湯器の製造会社名、機種名及び型式を確認することができるカタログ
その他の書類
- (4) 設置場所の案内図
- (5) 住民票の写し
- (6) 町税の完納証明書等
- (7) その他町長が必要と認める書類

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、大洗町家庭用燃料電池導入支援補助金に係る個人情報確認承諾書(様式第1号別紙)を提出する場合は、第1項第7号及び第9号並びに第2項第5号及び第6号に掲げる書類の添付を省略させることができる。

4 補助金の申請は、1世帯につき1回限りとする。

(補助金交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類等の審査を行い、補助することを決定したときは大洗町家庭用燃料電池導入支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助しないことを決定したときは大洗町家庭用燃料電池導入支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、第6条第1項申請者及び第6条第2項申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 前条の規定に基づき補助金交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更するとき又は補助事業を中止若しくは廃止をしようとするときは、速やかに大洗町家庭用燃料電池給湯器設置変更等承認申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第9条 町長は、前条の規定による変更等の申請があったときは、当該変更等を承認するか否かを決定し、適当と認めたときは大洗町家庭用燃料電池給湯器設置変更等承認通知書(様式第5号)により、不適当と認めたときは大洗町家庭用燃料電池給湯器設置変更等不承認通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日(燃料電池給湯器設置工事完了日又は居住開始日)から起算して20日以内又は交付決定の日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、大洗町家庭用燃料電池導入支援補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 燃料電池給湯器の保証書の写し
- (2) 燃料電池給湯器設置に要した費用に係る領収書の写し
- (3) 燃料電池給湯器の設置状況を示す写真
- (4) 住民票の写し(新築住宅において燃料電池給湯器を設置したときに限る。)
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、大洗町家庭用燃料電池導入支援補助金に係る個人情報確認承諾書(様式第1号別紙)を提出する場合は、前項第4号に掲げる書類の添付を省略させることができる。

(補助金交付額の確定)

第11条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大洗町家庭用燃料電池導入支援補助金交付額確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた補助事業者は、大洗町家庭用燃料電池導入支援補助金交付請求書(様式第9号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第 14 条 町長は、前条の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関する補助金が既に交付されているときは、当該補助金の返還を命じなければならない。

(燃料電池給湯器の処分の制限)

第 15 条 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める法定耐用年数の期間内において、補助対象給湯器を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ大洗町家庭用燃料電池給湯器処分承認申請書(様式第 10 号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(協力)

第 16 条 町長は、補助事業者に対して必要に応じて補助事業に関する資料の提供その他の協力を求めることができる。

(補則)

第 17 条 この要綱に定める。もののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 2 月 20 日告示第 3 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 28 日告示第 43 号)

この告示は、平成 27 年 12 月 28 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 30 日告示第 50 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 31 日告示第 37 号)

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

大洗町家庭用燃料電池導入支援補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第 1 号別紙(第 6 条及び第 10 条関係)

大洗町家庭用燃料電池導入支援補助金に係る個人情報確認承諾書
[別紙参照]

様式第 2 号(第 7 条関係)

大洗町家庭用燃料電池導入支援補助金交付決定通知書
[別紙参照]

様式第 3 号(第 7 条関係)

大洗町家庭用燃料電池導入支援補助金不交付決定通知書
[別紙参照]

様式第 4 号(第 8 条関係)

大洗町家庭用燃料電池給湯器設置変更等承認申請書
[別紙参照]

様式第 5 号(第 9 条関係)

大洗町家庭用燃料電池給湯器設置変更等承認通知書
[別紙参照]

様式第 6 号(第 9 条関係)

大洗町家庭用燃料電池給湯器設置変更等不承認通知書
[別紙参照]

様式第 7 号(第 10 条関係)

大洗町家庭用燃料電池導入支援補助金実績報告書
[別紙参照]

様式第 8 号(第 11 条関係)

大洗町家庭用燃料電池導入支援補助金交付額確定通知書
[別紙参照]

様式第 9 号(第 12 条関係)

大洗町家庭用燃料電池導入支援補助金交付請求書
[別紙参照]

様式第 10 号(第 15 条関係)

大洗町家庭用燃料電池給湯器処分承認申請書
[別紙参照]